インターネットでの情報提供資料		
平成25年12月	1日	

所 属	大垣市総務部課税課		
担当	課長:寺嶋、主幹:伊藤、係:高橋		
連絡先	81-4111(内線343)		

平成25年度市たばこ税(平成25年10月売り渡し分/平成25年11月申告納付分)について

○ 市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が製造たばこ を小売販売業者に売り渡す場合に、その製造たばこに対して課される市税です。

また、市たばこ税は、本市の一般会計歳入予算(平成25年度当初予算:553億7,000万円)の46.7%を占める市税(平成25年度当初予算:258億5,000万円)の4.5%に当たる大変貴重な財源となっています。

○ このたび、地方税法第473条及び大垣市税条例第80条の規定に基づき、平成25 年度市たばこ税(平成25年10月売り渡し分)の申告納付を受けました。

1. 平成25年度市たばこ税(平成25年10月売り渡し分/平成25年11月申告納付分)

(1)課税対象及び課税額

課税対象	納税義務者数 (法人)	課税標準数量 (本)	税 額 (円)	税額合計(a)
旧3級品の紙 巻たばこを除 く製造たばこ	4	19, 603, 660	103, 154, 458	105 260 170
旧3級品の紙巻たばこ	1	847, 580	2, 114, 712	105, 269, 170

課税対象	返還控除本数 (本)	返還控除税額 (円)	返還控除額計(b)	課税額(a)-(b)
旧3級品の紙 巻たばこを除 く製造たばこ	82, 780	435, 588	437, 983	104 091 107
旧3級品の紙巻たばこ	960	2, 395		104, 831, 187

(2)納期

平成25年11月1日~平成25年11月29日

2. 平成25年度市たばこ税(課税累計額)

	平成25年度		平成24年度	課税累計額
申告納付年月	税額	課税累計額	課税累計額	前年度比増減
	(円)	(円)	(円)	(%)
平成25年 4月	89, 929, 705	89, 929, 705	91, 663, 037	△1.89
平成25年 5月	99, 722, 961	189, 652, 666	181, 704, 654	4. 37
平成25年 6月	105, 727, 038	295, 379, 704	276, 766, 371	6. 73
平成25年 7月	97, 339, 722	392, 719, 426	366, 329, 431	7. 20
平成25年 8月	110, 266, 357	502, 985, 783	461, 936, 469	8.89
平成25年 9月	106, 014, 805	609, 000, 588	557, 211, 324	9. 29
平成25年10月	99, 731, 157	708, 731, 745	644, 362, 263	9. 99
平成25年11月	104, 831, 187	813, 562, 932	739, 917, 871	9. 95

3.参考(市たばこ税の概要)

(1)課税の対象

卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に 係る製造たばこ

(2)納税義務者

- ○製造たばこの製造者
- ○特定販売業者(輸入業者)
- ○卸売販売業者

(3)税 率

区 分	内 容	税率
旧3級品以外		1,000 本につき
		5,262 円
旧3級品	専売納付金制度下において3級品目とされていた紙巻たばこ (エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6納)	1,000 本につき 2,495 円

(4) 申告納付

毎月1日から末日までの間の数量及び税額等を記載した申告書を翌月月末までに提出するとともに、申告書に記載した税額を納付。